

## 2025 出題趣旨

### B 日程

#### 憲法

いわゆる成田新法事件判決（最高裁判所平成4年7月1日大法廷判決、民集46巻5号437頁）の事例をモデルとした問題である。同判決の争点は多岐にわたるが、本問は、論点を、①集会の自由と、②適正手続保障の問題にしぼった出題となっている。①については、自己の所有物ではあるものの、公の施設やいわゆるパブリック・フォーラムなどとは異なる「規制区域」内にある建築物での集会の規制をどう理解するか、②については、憲法31条による保障が刑事手続以外の手続にも及び得るのかという問題を指摘した上で、この問題を検討するための判断枠組をどう提示し、事案にどうあてはめていくかがポイントとなつてこよう。いずれについても上記判決の説示は参考にはなるであろうが、判決自体立ち入った説明を行っていない部分もあり、そうした箇所については、学説の議論も踏まえた掘り下げた検討が望まれる。

#### 刑法

本問は、犯罪一般成立要件論と個々の犯罪における成立要件論とが交錯する問題においてその理論的な整合性を問い検討する学修姿勢が獲得されているのか否かを問うものである。刑法217条及び218条における「遺棄」「不保護」の処罰範囲を分析するなかで、不真正不作為犯と真正不作為犯が同一罰条で処罰対象とされる場合に、それぞれの成立要件の異同を問い、その論理的な説明を求めて基本書等を読み考える、また、その違いが事例の解決において具体的にいかに現れるのかに関心を持って基本書等で言及される事例を検討するという地道な学びの成果を評価する。

#### 民法

第1問は、契約成立時にすでに履行不能であった場合の損害賠償（412条の2第2項）、債権者の帰責事由による場合の解除権不発生（（542条）543条）、危険負担（536条）、履行不能による解除（542条1項1号・540条・545条1項本文）を正確に理解しているかを確認するとともに、これらの理解に基づき論理的な文章を組み立てられるかを問うことを趣旨としている。

第2問は、請負契約における契約不適合責任—修補請求・報酬減額請求・損害賠償（562条乃至564条、559条）、賃貸人による修繕義務（606条1項）、賃借人による修繕と費用（必要費）償還請求（607条の2・608条1項）、不法行為に基づく損害賠償（709条）を正確に理解しているかを確認するとともに、これらの理解に基づき論理的な文章を組み立てられるかを問うことを趣旨としている。

## 商法

本問は、共有株式に関する理解を問うことにより、法科大学院既修者コースの履修の前提として要求される専門的知識及び論述能力等の資質を適確かつ客観的に判定するものである。共同相続された株式については、遺産分割協議がされるまでは共同相続人間の（準）共有に属し会社法第106条が適用されることを理解したうえで、問いに応じて適切に論述することが求められる。

## 民事訴訟法

民事訴訟法における基本論点の理解度を図ろうとするものである。

第1問 共同訴訟人独立の原則（民訴法39条）を前提に、いわばその例外として証拠共通が認められることを、「自由心証主義を背景として、認定事実となる歴史的事実は一つしかないこと」「証拠共通を認めないと、裁判所に対して矛盾する事実認定を強いることになり、自由心証主義に対する不当な制約になる」などの理由を付して説明することが求められる。

第2問 民訴法115条1項3号を指摘し、同号の承継の意義（あるいは承継の対象）を明らかにしたうえで、Zが同号の口頭弁論終結後の承継人に該当するか否かを論じることが求められる。

## 小論文

小論文試験は、長文の読解とそれに対する分析能力、思考能力、論述能力等、法科大学院における履修の前提として要求される資質を総合的に問う論述式試験である。今回は、タバコ問題を倫理的に考察する論文を素材に出題をした。

第1問は、文章中のロバート・グッディンの議論の要約を求める問題である。解答に際しては、文章1で示されたグッディンの議論を正確に読み取り、その要点を的確にまとめ制限字数の範囲内で論述しなければならない。これにより、長文読解力、分析力を測るものである。

第2問は、東京都受動喫煙防止条例が倫理的に正当化し得るかについて説明を求める問題である。文章1でのグッディンの見解を考え方の指標として捉えた場合に、同条例の特徴をグッディンの見解に当てはめて、その正当化を自らの言葉で述べることが求められる。これにより、分析力、及び一定の判断枠組みを使いこなす能力を測る。

第3問は、文章中で著者が述べる尊厳モデルの必要性について説明を求める問題である。解答に際しては、対立モデルである治療モデル及び社会モデルに欠如している喫煙者の自律の観点の内容を解答者自身の言葉で説明した上で、著者の主張の要点を明快に説明することが求められる。これにより、受験者の思考力及び論述力を測るものである。

なお途中答案に終わることなく全設問を過不足無く解答することは、法科大学院におけ

る履修の前提として要求される資質の一つである。また本小論文試験は、法律学の知識を前提としたものではなく、法律学の知識の有無、法解釈の能力等を評価の対象とするものではない。